後期高齢者医療のお知らせ

保険証が新しくなります

現在お使いの『後期高齢者医療被保険者証(保険証)』の有効期限は、7月31日(金)です。7月中旬に新 しい保険証をお届けしますので、8月1日(土)からは新しい保険証をご使用ください。

なお、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証をお届けすることがあります。納付が 困難な事情のある方は、早めに保険・医療課の後期高齢者医療担当までご相談ください。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証

『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、各医 療機関で提示することにより、それぞれの医療機 関で1か月に支払う自己負担額が、外来・入院と も区分に応じた限度額までに減額されるものです (入院時の食事代についても減額されます)。現在、 減額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き 対象となる方には、新しい保険証とともに新しい 減額認定証をお届けします。

世帯員全員が住民税非課税の方で、新規に減額 認定証の交付を希望される方は、保険・医療課で 申請してください。

「平成27年度保険料額決定通知書」をお送りします

平成26年中の所得に応じて計算した、被保険者 お一人おひとりの保険料額を7月中旬にお知らせ します。

決定通知書に納付書が同封されている方は、記 載されている納期限までに、市役所または金融機 関でお支払いをお願いします。

◎所得の低い方や、制度に 加入する前日に会社の健 康保険などの被用者保険 の被扶養者だった方は、 保険料が軽減されます。



保険料の計算方法

①均等割額

②所得割額

47.603円

平成26年中の総所得金額等(※) 基礎控除額330,000円

所得割率9.70%

平成27年度保険料額 (最高限度額57万円)

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額 必要経費のことをいい、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。)

×

保険料のお支払い方法

①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きいただく必要はありません。 確定した年間保険料額から仮徴収分(4月・6 月・8月)を差し引き、残った額を10月・12月・ 2月の3回の納期に分けて納めていただきます。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

給付金の支給時期

10月から支給開始予

7月から翌年3月まで、毎月納付いただきます。 納付には、お支払いに手間がかからない便利な口 座振替がお勧めです。金融機関に通帳とお届け印 をご持参いただくことで、ご登録いただけます。

◎ 「災害で大きな損害を受けた | 「所得の著しい 減少があった | などで、保険料を納めることが

困難な方は、申請するこ とによって、保険料の減 免を受けることができる 場合があります。

詳しくは保険・医療課 にご相談ください。

)平成27年度分の市

民税が課



問い合わせ

市民生活部保険·医療課(庁舎1階)

次の①・②の要件を両

方満たす

①平成27年1月1

にお

て、

加

東市に住民票が

がある方 H **☎**43-0501

福請 (庁舎1階 個祉部社会福祉調・問い合わせ 43 0 4 0 課

振込日等をご確認ください。※支給決定後に送付する通知書で、 消費税

申請方法 申請期間) ※申請で 年1月4日月まで

ともにお送りする返 対象者1人に 市役所へ郵送してください 旬に対象となる方へ郵送します。 手続きのご案内は、 8月3日側から平 申 請 つき 手 ト続きのご案内ト06,00円 信用封 7 成 月

※ただし、次の方は)平成27年度の市民税が課税さ)生活保護制度の被保護者とな ている方に扶養されている方 ていない方 対象外です

【支給対象者 国から給付金が支給されます。 するため、 所得の低い方に対して